

○茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例

昭和63年3月30日

条例第2号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

- (1) 予算で定める積立金
- (2) 基金の趣旨に添う寄付金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平30条例19・追加)

(処分)

第5条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。
- (2) 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。

(平30条例19・旧第4条繰下)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30条例19・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。